プロジェクト	収益認識
項目	第 311 回企業会計基準委員会及び第 51 回収益認識専門委員会で聞かれた意見と事務局の対応案

本資料の目的

1. 2015 年 5 月 15 日開催の第 311 回企業会計基準委員会及び 2015 年 5 月 25 日開催の第 51 回収益認識専門委員会で審議された以下の項目について聞かれた主な意見と、(2)の意見に対するコメント・レターの修正に関する事務局の対応案をまとめたものである。[1]

(1) 収益認識プロジェクトの今後の進め方
(2) FASB から公表された公開草案「適用日の延期-顧客との契約から生じる収益（Topic 606)」に対するコメントの方向性（案）

収益認識プロジェクトの今後の進め方

（第 311 回企業会計基準委員会）

2. 第 311 回企業会計委員会においては、事務局が提案した今後の進め方に関して以下の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

(1) 収益認識基準を開発する場合、IFRS 第 15 号をそのまま受け入れるように開発する方法と IFRS 第 15 号における考え方を斟酌した上で我が国における課題を踏まえて開発する方法がある。今回、事務局が提案している進め方は、我が国における課題を十分に把握した上で検討を進めるというものであり、対応として適切と考えるため、事務局が示している方向性に賛同する。

全体計画の立案に関する意見

(2) 収益認識基準の開発については、多くの論点があり検討が困難なことが予想されるため、当初は事務局が提案している進め方で良いと考えるが、適切な時期に全体の計画を立案する必要があるのではないか。

（第 51 回収益認識専門委員会）

3. 第 51 回収益認識専門委員会では、事務局が提案した今後の進め方に関して以下の意

[1] 第 51 回収益専門委員会で審議された(2)の項目に関して聞かれた意見とコメント・レターの修正に関する事務局の対応案には、IASB から公表された公開草案「IFRS 第 15 号の適用日（IFRS 第 15 号の改訂案)」に対するコメントの方向性（案）に関するものも含めて記載している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

見が聞かれた。なお、別紙として、同専門委員会で審議された資料を再掲している。

事務局提案を支持する意見

(1) 収益認識専門委員会に多くの業種の方が参加しているものの、収益認識基準は幅広い業種に影響を与えることが考えられるため、IFRS 第 15 号を適用した場合の影響を適切に把握するためには、広く意見募集を行うことが非常に重要と考えており、今後の進め方に関する事務局の提案に賛成する。

(2) 今後の進め方には賛成する。関係者の利害調整を適切に図る観点から、情報要請を公表し、慎重に議論していくことは良いと考える。具体的な進め方としては、まず、支配の移転や履行義務の充足といった IFRS 第 15 号の根幹となる部分について我が国の実務で受け入れられるものか確認し、その後、移行リソース・グループにおける議論など米国における細則主義から生じる課題が我が国にとって参考となるか検討していくことが考えられる。

スケジュールに関する意見

(3) スケジュールに関して、2019 年 3 月期からの早期適用を念頭に置いた場合、かなり早い段階で最終基準を公表することが必要となる。IFRS 適用会社や米国基準適用会社からのニーズは理解できるものの、大部分の日本企業は日本基準を適用しており、現状では我が国において包括的な収益認識基準が無いことから、慎重に議論していく必要があることを考えている。そのため、念頭に置いているスケジュールに固執しない方が良いと考える。

(4) IFRS を任意適用している会社の観点からは、連結において IFRS 第 15 号を適用するタイミングから今後開発される日本基準における収益認識基準を単体で適用できないことになると、実務上の負担が大きいことが課題となる。したがって、連結における IFRS 第 15 号の適用時期に合わせるか、又は逆に日本基準の議論を慎重に行い 3 年又は 5 年遅れで完成させるか、いずれにせよ中途半端な対応にならないように留意頂きたい。

連結と単体における取扱いに関する意見

(5) 過去、退職給付基準のように連結と単体で異なる会計処理を求める場合があったが、今回の収益認識基準の開発においては、連結だけに適用することはあり得るのか。

(6) ①日本基準の連結と修正国際基準及び②日本基準の連結と日本基準の単体の取扱いにそれぞれ差異を設けるべきかについて十分な検討を行い、仮に差異を設ける場合にはその合理性を大きな視点から確認していくことが重要と考え

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る。

(7) 連単分離(連結財務諸表 IFRS、単体財務諸表日本基準)の方針に変更はないか。

IFRSのエンドースメントとの関係に関する意見

(8) 修正国際基準に関するエンドースメント作業部会では、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点から我が国において受け入れが可能かどうかを議論している。エンドースメントは、いつ実施するのか、また、実施する際には、収益認識専門委員会、エンドースメント作業部会のいずれで検討することになるのか。

FASB から公表された公開草案「適用日の延期-顧客との契約から生じる収益(Topic 606)」に対するコメントの方向性(案)
(第 311 回企業会計基準委員会)

4. 第 311 回企業会計委員会においては、FASB の公開草案に対するコメント・レターに関して以下の意見が聞かれた。

(1) 質問 1 に関して、適用日を 1 年延期する提案に賛成するとしているが、延期する期間として 1 年で十分かどうかは定かでないため、少なくとも 1 年延期することに賛成するとしてはどうか。

(コメント・レターの修正に関する事務局の対応案)

IASB は 1 年超の適用日延期を想定していないため、FASB が適用日を 1 年超延期した場合、IASB との適用日のコンバージェンスが維持されないこととなる可能性が高くなることから、前回の親委員会における提案を変更せず、適用日を 1 年延期する提案に賛成することとしている。

(2) 質問 4 に関して、早期適用に賛成するコメントになっているが、早期適用には反対すべきと考える。これは、比較可能性の観点もあるが、より重要なのは我が国から働きかけを行う余地を残すことである。収益認識基準の対象は各国の商慣行に依拠するため、新収益認識基準が日本でも企業の実態を捉えられることができるものか、現状では十分な検証が出来ていないことが考えており、今後、我が国から何らかの解釈を公表するよう働きかける、又は基準の見直しを求めることもあり得る。この時、新収益認識基準を適用している企業が少ない方が、FASB や IASB が当該要請に応じて基準を改訂する可能性が高まるのではないか。

(コメント・レターの修正に関する事務局の対応案)

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IFRS 第 15 号はすでに早期適用が認められていることから、FASB のみ早期適用を認めないこととしても、適用企業数の増加を抑えることはできないと考えられる。一方、IFRS を任意適用している（又は予定している）企業によっては、早期適用を認めることにより、企業が望む時期に適用を行い実務を円滑に進める選択肢が増えると考えられる。そのため、早期適用に賛成することとしている。

（第 51 回収益認識専門委員会）

5. 第 51 回収益認識専門委員会においては、FASB の公開草案に対するコメント・レターに関して以下の意見が聞かれた。

(1) 質問 1 について、1 年間の適用日延期への賛成理由として米国会計基準及び IFRS 適用会社の観点から記載しているが、我が国において今後、収益認識基準の開発を行っていくにあたり、適用日が延期となった方が我が国における基準開発に使う期間が増加するため、日本基準を適用している会社にとっても望ましいと考えられる旨を記載してはどうか。

（コメント・レターの修正に関する事務局の対応案）
ご意見をふまえ、コメント・レターの第 5 項に文言を追加している。

(2) 質問 1 に関するコメントにおいて、新基準を適切かつ首尾一貫した方法で適用するために同業他社との十分な議論の必要性が指摘されているが、同業他社との議論が適切かつ首尾一貫した適用につながるということが国際的に理解されることなのか。また、その後の文章において IT システムの導入のための準備期間の必要性が指摘されており、この理由の方が現実的だと考えられるため、記載する順番を変更しすべきではないか。

（コメント・レターの修正に関する事務局の対応案）
同業他社と十分な議論を行うことは、一般に新基準を適切に適用する観点から日本基準においても重要なことであり、その点は国際的に理解されると考えている。記載順序に関しては、ご意見をふまえ、コメント・レターの第 3 項における記載順序を変更している。

(3) 米国では投資家に対する比較可能な情報提供や内部管理の観点から、比較年度を遡及修正する完全遡及アプローチを用いて新基準に移行することが適切と考えている企業が多い。しかしながら、現在の適用日までの準備期間では完全遡及アプローチを適用するために十分ではなく、比較年度を遡及修正しない修正遡及アプローチしか適用できないと考えている企業が多く、その意味で 1 年間の適用日延期は支持できると主張することが考えられるがどうか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（コメント・レターの修正に関する事務局の対応案）

米国企業の観点からは、そのような主張も考えられると思うが、ヒアリングを行った一部の我が国における米国基準適用企業からはそのようなコメントはなかったので、記載しないこととしている。

(4) IASB と FASB に対して同様の内容のコメントを提出すると理解しているが、IFRS では業種別の基準を作成しないことが原則であり、同業他社との十分な議論が必要であることを適用日延期の理由として IASB にコメントすることは、業種別の基準を作成しないとする原則と矛盾することにはならないか。

（コメント・レターの修正に関する事務局の対応案）

IFRS を適用する企業においても、適切に会計基準を適用する観点から同業他社と協議することは、基準の適用上考え得るため、記載することに特段の問題はないと考えられる。

(5) 質問 4 において、早期適用に賛成する旨のコメントがなされているが、IFRS の適用日も米国会計基準と同様に 1 年延期されることを前提にすると、早期適用できる否かにかかわらず、グループ内で異なる会計基準が適用される問題は生じないのではないか。

（コメント・レターの修正に関する事務局の対応案）

記載の趣旨としては、IFRS 第 15 号の適用日が 1 年延期された場合でも当初の適用日（2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度）から IFRS 第 15 号の適用を行うことを選択する企業にとっては、仮に米国会計基準の適用日が延期され、かつ当初の適用日（2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度）からの早期適用が認められないとすると、米国子会社においてはグループ内で異なる会計基準が適用される問題が生じるため、そのような問題が生じないよう、早期適用に賛成するものである。

現状の記載では当該趣旨が明確でないため、ご意見をふまえ、コメント・レターの第 11 項で文言を見直している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙　プロジェクトの進め方に関する第51回収益認識専門委員会の審議資料（第311回企業会計基準委員会の審議資料を一部修正）

概要

1. 収益認識基準の開発については、2015年3月20日に開催された第308回企業会計基準委員会において審議を行った結果、収益認識専門委員会を再開したうえで、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手することが了承された。

2. 我が国における収益認識基準の開発に向けた検討の着手にあたって、事務局は、プロジェクトの進め方に関して、以下の項目について検討を行っており、ご意見をお伺いしたい。

会計基準の開発の手順

3. IFRS第15号の収益認識のアプローチは、これまでの我が国における実務と異なる新しいアプローチであり、我が国に導入するにあたっては、まず、十分な理解と論点の把握を行うことが必要であると考えられる。専門委員会において、当面、以下の手順で議論を行ってはどうか。
   (3) IFRS第15号の概要の把握
   (4) IFRS第15号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (5) 適用上の論点の把握のための文書の公表

4. 第3項(2)の「IFRS第15号の会計処理に関する適用上の論点の抽出」について
   - 以下のような検討を行うことが考えられる。
     - これまでの実務と大きく異なることとなる取引
     - 実務上の困難さが想定される取引
   - 上記を把握する方法としては、以下が考えられる。
     - 諸外国における適用上の課題の検討状況を確認する。具体的には、IASBとFASBが共同して設置した移行リソース・グループ（以下「TRG」という。）の論点を確認する。
     - 会計、監査の知見を有する日本公認会計士協会に論点の報告を依頼する。
     - 影響を受けることが想定される作成者に対してアウトリーチを実施する。
   - 実務上の困難さには、関連諸制度との関係も含む。

5. 第3項(3)の「適用上の論点の把握のための文書の公表」について
   - 収益認識基準は、基本的にすべての企業の会計処理に影響し、その影響も業種、企業ごとに多様であることが想定される。よって、プロジェクトの初期の段階で、論点を可能な限り把握するために、IFRS第15号の概要と仮に当該基準の

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

内容を我が国における収益認識基準として導入した場合に生じ得る主な論点を示した文書を公表し、適用上の論点を広く募ることとしてはどうか。文書の公表時期は、本年内を想定してはどうか。
（IASB が行う、「情報要請（Request for information)」のようなものを想定している。）

全体のスケジュール

6. IFRS 第 15 号及び米国基準 Topic 606 は 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から強制適用される。IFRS 第 15 号では早期適用が認められているが、米国基準 Topic 606 では認められていない。
　ただし、FASB は米国基準 Topic 606 の強制適用日を 1 年延期すると共に、現在の強制適用日からの早期適用を新たに認める内容の公開草案を 2015 年 4 月 29 日に公表している（コメント募集期限は 2015 年 5 月 29 日)。一方、IASB も 2015 年 4 月開催の会議で、IFRS 第 15 号の強制適用日を 1 年延期すると共に、早期適用を引き続き認める暫定決定を行っており、2015 年 5 月中旬に当該公開草案の公表が予定されている。

7. 我が国において指定国際会計基準を任意適用する企業が増加しており、これまでの議論において、これらの企業及び米国会計基準を利用する企業から、IFRS 第 15 号の強制適用日までに我が国においても収益認識基準を開発すべきとの意見が聞かれている。
　一方で、広範な業種、企業に重要な影響を与える可能性があるため、慎重に進めるべきとの意見も聞かれている。

8. 現状では、全体の論点の量や深さを想定することが難しく、プロジェクトの完了目標を定めることは難しいと考えられるが、延期後の IFRS15 号及び米国基準 Topic 606 の強制適用日（2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度）を念頭においてプロジェクトを進めることとしてはどうか。

開発すべき会計基準の内容

9. これまで行ってきたコンバージェンスについては、国際的な会計基準との同等性を確保する観点も踏まえ、基本的に、文言レベルまでの一致はせず、会計処理によって得られる結果が大きく国際的な会計基準と異ならない程度のものとしてきた。

10. 一方で、今回の収益認識基準については、IFRS 第 15 号及び米国基準 Topic 606 が、基本的に文言レベルまで統一されており、また、連結において IFRS や米国会計基準を利用する企業からは、単体においても、同様の内容の基準を用いることのニーズが聞かれる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

11. これらの開発すべき会計基準の内容に関する論点については、適用上の論点を把握する過程で検討を行っていくこととしてはどうか。

専門委員の選退任

12. 別紙のとおり、適用上の論点を適切に把握するために、収益認識専門委員会の専門委員の選退任を行い増員することとしてはどうか。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。